

青森県報

第二千四百四十六号

平成十七年
二月二十八日
(月曜日)

目次

告 示

- 保安林の指定解除……………(林政課) ……一
- 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定……………(道路課) ……一
- 車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路の指定……………(同) ……二
- 建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定……………(建築住宅課) ……二
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し……………(青森県土整備事務所) ……三
- 右 同……………(緋ヶ沢県土整備事務所) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の役員住所変更……………(西地方農林水産事務所) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 道路の位置の指定……………(十和田県土整備事務所) ……五

告 示

青森県告示第百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
下北郡東通村大字岩屋字ウ子形一の一から一の三まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 保安林解除の理由
道路用地とするため

青森県告示第百三十号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第二条第一項の規定により公示する。

平成十七年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
国道 二七九号	上北郡野辺地町字向田三〇三の二から 上北郡野辺地町字田狭沢四四の六まで
国道 三三八号	むつ市中央二丁目三〇六の八〇から むつ市大字田名部字前田三八の三まで
県道 大鱈浪岡線	南津軽郡平賀町大字大坊字竹原二〇八の一から 黒石市大字中川字篠村三七の一まで
県道 八戸環状線	八戸市大字田向字間ノ田一二の一から 八戸市新井田西二丁目二〇の八まで

県道 尾駈有戸停車場線	上北郡野辺地町字向田三〇三の五から 上北郡野辺地町字向田三二二の五まで
県道 大町三沢線	三沢市大字三沢字堀口一七七の三六から 三沢市三川目四丁目六九の二〇まで

二 指定する年月日

平成十七年四月一日

青森県告示第百三十一号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定するの
で、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第
二条第一項の規定により公示する。

平成十七年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道 二八二号	南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字西碓ヶ関山国有林二八林 班から 南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字西碓ヶ関山国有林三三林 班まで

二 指定する年月日

平成十七年四月一日

青森県告示第百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七条の三第一
項及び第六項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後
の工程を次のとおり指定する。

平成十七年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 中間検査を行う区域 青森県の区域（青森市、弘前市及び八戸市の区域を除く。）
- 二 中間検査を行う期間 平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日まで
- 三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 木造、組積造、補強コンクリート
ブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物
（法第十八条第二項の規定による通知に係る建築物及び第八十五条の規定の適用を
受ける建築物を除く。）のうち、次の表の上欄に掲げる用途に供する建築物で当該
下欄に掲げる規模のものとする。

用途	規模
1 劇場、映画館又は演芸場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの（床面積が百平方メートル以下のものを除く。以下この表において同じ。）、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの又は主階が一階にないもの（その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のものを除く。）
2 観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
3 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号）第十九条第一項に規定する児童福祉施設等を含む。）、ホテル又は旅館	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの
4 下宿、共同住宅、寄宿舎、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以下のものを除く。）	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
5 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボートリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

四 指定する特定工程及び特定工程後の工程 次の上欄に掲げる建築物の構造の

区分に応じ、同表の中欄及び下欄に掲げる工程とする。

建築物の構造	特定工程	特定工程後の工程
1 木造	軸組工事（枠組壁工法にあつては枠組工事、木質プレハブ工法にあつては組立工事）及び屋根工事	仕上げ工事（特定工程に係る部分の中間検査が困難となる場合は、下地工事）
2 組積造及び補強コンクリートブロック造	二階の床版（二階がない場合は、屋根版）の配筋工事	二階の床版（二階がない場合は、屋根版）のコンクリート打設工事
3 鉄骨造	二階の床版の取付工事（二階がない場合は、建方工事）	耐火被覆工事及び仕上げ工事（特定工程に係る部分の中間検査が困難となる場合は、下地工事）
4 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	二階の床版（二階がない場合は、屋根版）の配筋工事又は取付工事	二階の床版（二階がない場合は、屋根版）のコンクリート打設工事

附 則

この告示は、平成十七年四月一日から施行し、同日以後に法第六条第一項の規定による確認の申請がされた建築物及び法第六条の二第一項の規定による確認を受けるための書類の提出がされた建築物について適用する。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社荒蘭
- 二 代表者の氏名 荒蘭 ゆき

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡蟹田町大字大平字山元一〇三の二三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一一）第一一七五二号

五 取消年月日 平成十七年二月十日

六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 田中建設

二 氏名 田中 義直

三 主たる営業所の所在地 つがる市柏桑野木田福山二の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一一）第二二九六号

五 取消年月日 平成十七年一月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年一月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、富

范土地改良区から、次のとおり役員の仕事変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年二月二十八日

西地方農林水産事務所長 笹 森 新一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住 所 変 更 の 年 月 日
理 事	小 山 内 剛	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字萱津二一 新住所 つがる市富范町萱津二一	平成 一七 ・二 ・二
"	石 沢 清 徳	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字萱津二九 新住所 つがる市富范町萱津二九	"
"	小 村 貞 智 美	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字屏風山一の九五 新住所 つがる市富范町屏風山一の九五	"
"	松 橋 武 彦	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字敷分五四 新住所 つがる市富范町敷分五四	"
"	松 橋 兵 造	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字里見八四 新住所 つがる市富范町里見八四	"
"	松 橋 武 一	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字清水二三の一 新住所 つがる市富范町清水二三の一	"
"	小 寺 忍	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字去来見一四 新住所 つがる市富范町去来見一四	"
"	松 橋 兼 則	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字清水二六	"

"	金 沢 衛	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字敷分六四の二 新住所 つがる市富范町敷分六四の二	"
"	金 沢 新	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字敷分三 新住所 つがる市富范町敷分三	"
"	成 田 治	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字屏風山一の一八 新住所 つがる市富范町屏風山一の一八二	"
監 事	成 田 義 雄	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字屏風山一の一〇 新住所 つがる市富范町屏風山一の一〇五	"
"	成 田 昭 三	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字敷分七四 新住所 つがる市富范町敷分七四	"
"	小 林 勝 弘	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字里見八四 新住所 つがる市富范町里見八四	"
"	松 橋 竹 一	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字去来見一九 新住所 つがる市富范町去来見一九	"
"	松 橋 正 大	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字千年四の一 新住所 つがる市富范町千年四の一	"

土地改良区の役員の仕事変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、屏

風山土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年二月二十八日

西地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

役員別	氏名	住 所	住所変更の年月日
理事	成田佐太郎	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字敷分一五 新住所 つがる市富范町敷分一五	平成 一七・三・二
"	二川原 貢	旧住所 西津軽郡車力村大字牛瀧字瀧上七六 新住所 つがる市牛瀧町瀧上七六	"
"	野呂 則雄	旧住所 西津軽郡木造町大字館岡字上稲元六九の一 新住所 つがる市木造館岡上稲元六九の一	"
"	安田 光彦	旧住所 西津軽郡木造町大字平滝字宝滝七六の一 新住所 つがる市木造平滝宝滝七六の一	"
"	小山内克也	旧住所 西津軽郡車力村大字牛瀧字塚野沢一〇三 新住所 つがる市牛瀧町塚野沢一〇三	"
"	羽場 文明	旧住所 西津軽郡車力村大字豊富字千貫一二の一 新住所 つがる市豊富町千貫一二の一	"
"	小寺 孝	旧住所 西津軽郡車力村大字富范字去来見三 新住所 つがる市富范町去来見三	"
"	工藤 勝敏	旧住所 西津軽郡車力村大字牛瀧字村上六七	"

"	村上 良一	旧住所 西津軽郡車力村大字車力字若林一四の一 新住所 つがる市車力町若林一四の一	"
"	石川 忠光	旧住所 西津軽郡木造町大字筒木坂字松本一五二の七二 新住所 つがる市木造筒木坂松本一五二の七二	"
監事	工藤 公	旧住所 西津軽郡車力村大字下牛瀧字霧舞岬二三の二 新住所 つがる市牛瀧町霧舞岬二三の二	"
"	三橋 幸一	旧住所 西津軽郡木造町大字筒木坂字松本九七の二 新住所 つがる市木造筒木坂松本九七の二	"
"	秋田谷幸央	旧住所 西津軽郡車力村大字車力字若林二八の二 新住所 つがる市車力町若林二八の二	"
"		新住所 つがる市牛瀧町村上六七	

十和田県土整備事務所告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年二月二十八日

十和田県土整備事務所長 清 藤 栄

三 沢 市 大 字 三 沢 字 下 久 保 四 の 六 四 〇 及 び 四 一 の 六 四	位 置	三 沢 市 岡 三 沢 一 丁 目 一 八 の 四 、 一 八 の 八 及 び 二 四 の 四	延 長	六 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	指 定 日 年 月
ト ル 〇 ・ 九 六 メ ー	ト ル 一 三 ・ 一 〇 メ ー	六 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	六 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	平 成 一 七 ・ 三 ・ 二 六	"

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭